

広島県告示第七百四十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成二十七年十二月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	平成二十七年 広島県告示第四百二十五号
所在地	広島県安佐北区三入南二丁目地内
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域
区域の名称	土砂災害の自然発生の原因となる現象の種類
三入南二丁目（四六二八）	急傾斜地の崩壊
土砂災害特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	土砂災害の自然発生の原因となる現象の種類
三入南二丁目（四六二八）	急傾斜地の崩壊